

【今までと違うこと】

- ① 出店申請方法は、info@joyo-kankou.jpへメールにて申請を行ってください。申請用紙・露店営業許可書・各自の保険・手伝いを含むすべての身分証明書のコピーを添付してください。
※後日、出店許可通知が届いた方のみ、当協会指定の銀行口座に出店料を振り込んでください。
その後、確認できた方から、順次 車の通行許可証・4人分のフリーパス・ブース位置等を郵送します。また追加チケットについては、振込の際に1枚1,000円として計算しお振込みください。
振込む際は、代表者名と店舗名(長い名前は打ち込める範囲でお願いします)
振込手数料はご負担ください。
- ② 事前事後の会議はありません。
- ③ ゴミの分別はありません。ごみはコンテナに入れてください。
要注意：熱のある油は火災のもとになるので必ずお持ち帰りください。(消防署)
- ④ テント・防火耐炎シートは持ち込みです。立てるのも片付けるのもご自身でお願いします。
テントの大きさは、3m×3m以内のもの テントは横幕3方向を囲ってください。(露店営業許可内容)
- ⑤ 場所はこちらで決めます。
- ⑥ 最後の清掃をお願いします。**翌日の清掃ありません。**
- ⑦ 販売の品の変更あり。販売商品の重なりなどの規則もありません。
- ⑧ 店同士・お客様とのトラブルは、自己責任ですので対応をお願いします。
警察に通報してください。またすぐに事務局長には必ず連絡をしてください。
- ⑨ 関係車両の駐車は、午後3時までに入場ください。午後9時30分までに退場ください。
ただし来場者・お客様が優先ですので、無理に退場したり自分勝手な行動をとられた方は、ペナルティとし、次回は出店できませんので、十分に気を付けて行動してください。
- ※ 車の出し入れは、午後8:50に「Go」を出します。出入口付近で待機し、警備員・誘導員によって車を誘導します。
- ※ 片付けのタイミングは、各店舗それぞれですが、厳守として、午後9時30分までには全撤去して必ず退出してください。並ばれているお客様には、そのことをお伝えしお客様にも9時で退出してもらってください。(木津川運動公園 最終閉門午後9:30)
- ⑩ 露店営業許可書を山城北保健所にて取得ください。またその他の保健所に露店営業許可を取得された方は、そのコピーを提出してください。ない方は出店出来ません。**9月25日までに提出**
- ⑪ 調理行為は出来ませんので、くれぐれも気を付けてください。
- ⑫ アルコールの販売は、出来ません。
- ⑬ 店名・販売品目など必要事項を記入の上、申請してください。**申請したからと言って必ず出店できるとは限りません。**なお、車は乗り合わせで来るようにしてください。
- ⑭ 朝9時からテント張り・準備は可能です。最終午後3時までに入場し準備してください。
- ⑮ バイト・手伝いが遅れてくる場合は、必ず事前に一般チケット・出店許可証を渡してください。
- ⑯ 4名以外の手伝い・バイトの方は、6名までテントに入れますが、6名の方は1000円が必要になります。(4名のみフリー) 許可証を渡します。当日終了後に回収ボックスへ入れて帰ってください。回収ボックスは本部テントにあります。
- ⑰ ガス(プロパン)はご自身で、お持ちいただくかガス屋さんに発注してください。
- ⑱ 電気を使用される方は、使用電気機器の容量が1800Wを超えるとブレーカーは落ちます。
1店舗1回路となっています。電気を使用される方は、**2,000円徴収いたしません。**
ご自身の使用する機器のワット数を計算し、1500Wまでに抑えて使用してください。
1500W以上の電気を使用される方は、**発電機を各自お持ちください。**
- ⑳ 発電機を使用される際は、申込用紙にどのメーカーの発電機か型番・排気量含めて記入してください。
- ㉑ 出店される皆さんには、たくさん儲けて帰っていただこうと思っています。お客様並びに警備員やスタッフ・警察官とのトラブル・口論など避けて気持ちよく販売に努めていただければと思っています。**協会の主旨にご賛同いただけない方は、申請をお控えいただきますようお願いいたします。**